

# Ⅰ 難病相談事業及び小児慢性 特定疾病自立支援事業について

保健総務課

# 事業概要

小児慢性特定疾病児童等について、健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を助成する。  
（難病患者については、千葉県の特例条例により事務の一部を実施）

また、難病患者の療養上の不安解消並びに小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図り、安心して在宅療養ができるよう、難病患者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

# (1) 相談支援

◆相談支援について、電話による相談を中心とし、  
訪問・面談による相談を実施した

相談支援件数

(単位：件)

|      | 種別 | 元年度 | 2年度   | 3年度   | 4年度 | 5年度<br>(10月末時点) |
|------|----|-----|-------|-------|-----|-----------------|
| 難病   | 訪問 | 321 | 132   | 162   | 142 | 102             |
|      | 面談 | 93  | 45    | 100   | 107 | 73              |
|      | 電話 | 854 | 1,040 | 1,068 | 892 | 550             |
| 小児慢性 | 訪問 | 6   | 9     | 7     | 3   | 30              |
|      | 面談 | 47  | 40    | 33    | 65  | 85              |
|      | 電話 | 250 | 551   | 512   | 176 | 135             |

## (2) 医療費助成

### ◆医療費助成の更新手続について、例年通り実施した

医療費助成対象件数

(単位：件)

|      | 元年度   | 2年度   | 3年度   | 4年度   | 5年度<br>(10月末時点) |
|------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 難病   | 4,261 | 4,695 | 4,482 | 4,639 | 集計未             |
| 小児慢性 | 648   | 740   | 721   | 727   | 集計未             |

※令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により更新手続きが不要になったことにより、令和2年度末の対象件数が例年以上に増加した。

## （３）協議会・部会①

難病患者や慢性疾病児童等及びその家族（以下、「難病患者等」という）が、地域の中で安心して暮らすことが出来るよう、医療・保健・福祉等関係機関に属する委員で構成される協議会・部会において協議を行った。令和5年度には、医療費助成更新手続きの際に難病患者等にアンケートを実施し、実態把握に努めた。今後、改めて課題整理を行っていく。

### 優先的に取り組むべき課題

#### 難病対策地域協議会

1. 緊急時の受け入れ病床の確保
2. コメディカルへの教育支援体制強化
3. 専門医以外の医師仲間の確保
4. 難病患者への災害時の支援体制の強化
5. 患者・家族への情報提供支援体制の強化
6. 地域住民の教育の場の提供
7. 就労離脱防止・就労継続への支援

#### 慢性疾病児童等地域支援協議会

1. 預け先の確保
2. 災害対策
3. 相談支援の充実

# （３）協議会・部会②

## 協議会・部会の開催状況

|                     |                              | 元年度           | 2年度        | 3年度 | 4年度 | 5年度<br>(10月末時点) |
|---------------------|------------------------------|---------------|------------|-----|-----|-----------------|
| 難病                  | 難病対策地域協議会                    | —             | 1回<br>(書面) | 0回  | 1回  | 1回              |
|                     | ふなばし神経難病<br>サポートネットワー<br>ク部会 | 2回            | 0回         | 0回  | 1回  | R6.1 予定         |
| 慢性<br>疾病<br>児童<br>等 | 慢性疾病児童等<br>地域支援協議会           | 1回<br>(意見交換会) | 1回<br>(書面) | 0回  | 1回  | 1回              |
|                     | 保健医療部会                       |               |            |     | 1回  | R6.2 予定         |

※平成30年度から令和元年度までは小児慢性・医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会を別々に開催  
令和3年1月に合同で協議会を設置し、書面開催にて優先的に取り組むべき課題等について意見聴取した。

## (4) 講演会・交流会・勉強会

◆令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止していた講演会・交流会（患者の集い）及び勉強会について、令和5年度より再開し始めている

講演会・交流会及び勉強会開催状況

|      | 元年度                           | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度<br>(10月末時点)                                                 |
|------|-------------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 難病   | 4回                            | 0回  | 0回  | 0回  | 2回                                                              |
|      | ○生活と就労に関する講演等<br>○災害対策に関する勉強会 | —   | —   | —   | ○難病・小慢交流会「原選手と一緒に知ろう！語ろう！IBD」<br>○難病研修会「医療機器を使用している在宅難病患者の災害支援」 |
| 小児慢性 | 1回                            | 0回  | 0回  | 0回  | 0回                                                              |
|      | 心疾患に関する講演                     | —   | —   | —   | R6.1 予定                                                         |

# 今後の取り組み

◆コロナ禍で中止していた講演会・交流会（患者の集い）及び勉強会について、令和5年度より徐々に再開しているが、今後、コロナ禍前の実施回数を目指す。

◆引き続き協議会等を実施し、優先課題や取組方法について関係者の意見を聞き、相談支援の充実、必要な事業計画の立案を行っていく。

## Ⅱ 船橋市精神障害にも対応 した地域包括ケアシステム 構築推進事業について

保健総務課

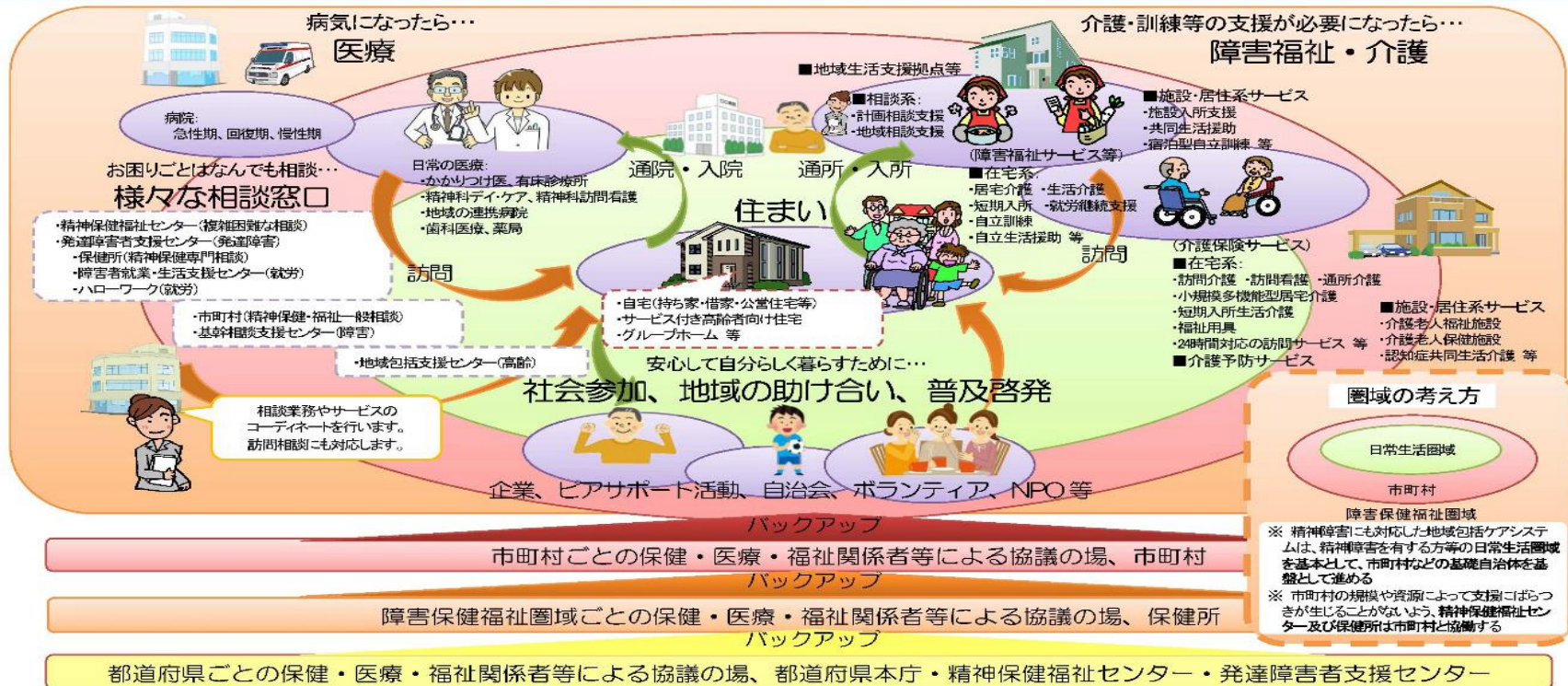
# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

- \* 精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労など）・地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステム。
- \* システム構築にあたっては、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築する必要がある。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム構築推進事業

- \* 令和5年度は、保健・医療・福祉関係者と協議会1回および部会（実務者会議）2回において、令和3年度から継続中の地域課題を共有し課題解決の具体的な方策を協議検討している。
- \* 【協議会および部会（実務者会議）】
- \* 協議会                      令和5年8月3日実施
- \* 部会（実務者会議）      令和5年10月31日実施
- \*                                      令和6年3月実施予定

# 課題および課題解決の方策

| 課題                                                       | 方策                                                   |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ①精神科病院退院後の支援機関の役割が不明瞭で、状況悪化時の対応方法や連携が不十分。                | ①部会（実務者会議）内で＊退院前カンファレンスの推進の周知と同支援関係者会議の実施状況について把握する。 |
| ②相互の役割の認識不足で連携ができず自機関で抱え込んでしまう。<br>精神障害者への支援や対応、スキルが不十分。 | ②定期的な事例検討会を実施<br>令和5年度より開始（10月31日実施、3月開催予定）          |
| ③精神障害者の治療中断により、支援者との関係が途絶し、状態悪化や孤立を招く。                   | ③支援者共通の治療中断者への支援フロー（案）を作成中。                          |
| ④支援関係者間で連携をする際の個人情報取扱いについて                               | ④部会（実務者会議）内で検討予定                                     |
| ⑤認知症も含めた身体合併症者への支援と連携                                    | ⑤部会（実務者会議）内で検討予定                                     |

# 今後の取組みについて

- \* 既に実施している、退院前カンファレンスや事例検討会については関係機関同士の役割の理解やスキルアップ、実際の支援に活かせるものであるため、今後も継続実施するとともに、幅広に参加できる方法（オンライン等）も検討していく。
- \* 治療中断者支援フロー（案）について協議会および部会（実務者会議）でさまざまな課題や意見を頂いた。今後頂いた意見をフロー（案）に反映し、3月の部会（実務者会議）で協議検討する。
- \* 支援者間における個人情報取扱いおよび認知症も含めた身体合併症者への支援と連携について、3月の部会（実務者会議）で協議検討する。

# Ⅲ 健康増進法に基づく 特定給食施設等に対する 指導・支援について

保健総務課

# 事業概要

特定給食施設等に対し、栄養管理の質の向上を図るため、個別巡回指導を行うとともに、設置者、管理者及び従事者を対象とした研修会を実施しています。

届出施設数 302施設

R5.4.1現在

| 種別      | 学校 | 病院 | 介護老人<br>保健施設 | 老人福祉<br>施設 | 児童福祉<br>施設 | 社会福祉<br>施設 | 事業所 | 自衛隊 | その他 | 合計  |
|---------|----|----|--------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|-----|
| 施設<br>数 | 99 | 22 | 14           | 30         | 87         | 4          | 28  | 1   | 17  | 302 |

# (1) 個別指導

## ◆個別巡回指導

給食施設が施設の特性に応じた適切な栄養管理を行えるよう、栄養指導員が施設を訪問し、指導及び助言を行っています。

※給食施設の衛生管理の向上のため、衛生指導課の食品衛生監視員が同行

- 令和5年度 予定施設数 112施設
- R5.12月末現在の実施数 79施設

## (2) 集団指導

### ◆集団指導（研修会）

給食施設の課題や種別特性に応じた指導を効果的に  
行うため、集団指導（研修会）を実施しています。

#### ・令和5年度「給食施設従事者研修会」実施状況

日時 9月11日（月）午後2時～5時

場所：保健福祉センター 3階 保健学習室

参加者：介護老人保健施設および老人福祉施設の従事者（管理栄養士）25名

テーマ：高齢者の栄養管理と食事計画

～栄養ケア・マネジメントの充実を目指して～

内容：講演、事例発表、グループワーク

共催：船橋市保健所管内集団給食協議会

# 課題

- ・健康増進を目的とした施設のうち事業所給食施設（社員食堂）等において、給食の栄養管理に対する施設管理者の主体的関与が薄い。

- ＊「給食の理念・方針がない」事業所 27%

- （事業所給食施設 全26施設中7施設）

- ＊「給食の理念・方針はある」が、給食の平均食塩提供量が目標量を上回っている事業所 74%

- （「給食の理念・方針がある」施設19施設中

- 「給食の平均食塩提供量が目標量を上回っている施設14施設）

- ＊「給食施設栄養管理状況等報告書（令和5年10月実施）より

- ・医学的な栄養管理を個々人に実施する施設（病院、介護老人保健施設など）では、施設内多職種による意見交換の結果を反映させた栄養管理の体制が十分とは言えない。

# 今後の取り組み

◆コロナ禍で中止または縮小していた個別巡回指導、研修会を令和5年度より再開した。

個別巡回指導、給食施設栄養管理状況等報告書により施設の課題を把握し、施設が主体的に適切な栄養管理を行うことができるよう指導及び助言する。

1. 事業所給食施設について、施設管理者が給食利用者の健康づくりにつながる給食運営を行うことができるよう、指導・助言する。
2. 病院・介護老人保健施設・老人福祉施設に対しては、多職種連携による栄養ケア・マネジメントの充実が図られるよう引き続き指導・助言する。